

| 保険料区分 | 該当者 | 令和7年度 | | | |
|-------|---|--|---------------------|----------------------|----------------|
| | | 基準額に対する割合 | 年額保険料 | 月額保険料 | |
| 第1段階 | ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額 ^{※1} と合計所得金額 ^{※2} (課税年金収入額に係る所得を除く)の合計が80万9千円以下の方 ・生活保護を受給されている方 ・老齢福祉年金 ^{※3} 受給者で世帯全員が市民税非課税の方 | (基準額)×0.25 | ① 19,770円 | 1,640円 | |
| 第2段階 | 世帯全員が 市民税非課税 | ・本人の課税年金収入額 ^{※1} と 合計所得金額 ^{※2} (課税年金収入額に係る所得を除く) の合計が80万9千円を超える方 | (基準額)×0.4 | ② 31,632円 | 2,630円 |
| 第3段階 | 世帯に市民税 課税者がいて、 本人は 市民税非課税 | ・本人の課税年金収入額 ^{※1} と 合計所得金額 ^{※2} (課税年金収入額に係る所得を除く) の合計が120万円を超える方 | (基準額)×0.65 | ③ 51,402円 | 4,280円 |
| 第4段階 | 世帯に市民税 課税者がいて、 本人は 市民税非課税 | ・本人の課税年金収入額 ^{※1} と 合計所得金額 ^{※2} (課税年金収入額に係る所得を除く) の合計が80万9千円以下の方 | (基準額)×0.85 | ④ 67,218円 | 5,600円 |
| 第5段階 | 世帯に市民税 課税者がいて、 本人は 市民税非課税 | ・本人の課税年金収入額 ^{※1} と 合計所得金額 ^{※2} (課税年金収入額に係る所得を除く) の合計が80万9千円を超える方 | (基準額) | ⑤ 79,080円 | 6,590円 |
| 第6段階 | 本人が 市民税課税 | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 120万円未満の方 | (基準額)×1.15 | ⑥ 90,942円 | 7,570円 |
| 第7段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 120万円以上210万円未満の方 | (基準額)×1.25 | ⑦ 98,850円 | 8,230円 |
| 第8段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 210万円以上320万円未満の方 | (基準額)×1.40 | ⑧ 110,712円 | 9,220円 |
| 第9段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 320万円以上500万円未満の方 | (基準額)×1.50 | ⑨ 118,620円 | 9,880円 |
| 第10段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 500万円以上800万円未満の方 | (基準額)×1.75 | ⑩ 138,390円 | 11,530円 |
| 第11段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 800万円以上1,000万円未満の方 | (基準額)×2.00 | ⑪ 158,160円 | 13,180円 |
| 第12段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 1,000万円以上1,500万円未満の方 | (基準額)×2.15 | ⑫ 170,022円 | 14,160円 |
| 第13段階 | | ・本人の合計所得金額 ^{※2} が 1,500万円以上の方 | (基準額)×2.30 | ⑬ 181,884円 | 15,150円 |

※月額保険料は年額保険料を12か月で割って10円未満を切り捨てたものです。切り捨てた金額は、最初の納付月に加算されます。

※年度の途中で65歳に達した方、転入された方など、この表の額と異なる場合があります。

※1 課税年金収入額…老齢・退職年金など、課税対象となる年金などの収入金額をいい、遺族・障害年金などの非課税年金は含まれません。

※2 合計所得金額… 年金、給与、事業及び株や土地建物等の譲渡所得などの所得(収入金額から必要経費に相当する金額を差引いたもの)をすべて合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。
保険料の算定においては、土地建物等の譲渡所得に係る特別控除額を控除した額を用います。

※3 老齢福祉年金… 明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。